

意見陳述書

原告 石津有一

本日は、一般市民の感覚での原告意見陳述を述べさせていただきます。

当初より私達一般市民の感覚で理解出来なかったのは、贈賄を受けた本件被告達が主張する、金銭は預かったものであり、受け取ったものでないとの主張です。

しかし分離裁判での豊松被告に至っては、受け取ったお金に対して追徴課税を支払っており、これは自らが受け取ったと認識していた確実な証拠ではないでしょうか。どのような事情があろうとも、お金の授受があったその瞬間に贈収賄の犯罪が成立すると思うのが私達一般市民の感覚です、預かっただけとの弁明が通るとすれば、今多々起こっている贈収賄事件は成立しなくなります、今回の裁判は被告達の司法に対する重大な挑戦と思えます。

又被告達は預かり資産としていた理由として、贈賄側の故人となられた森山元高浜町助役の恫喝に屈したと弁明していますが、日本有数企業の取締役が一地方自治体の助役の脅しに屈するとは到底考えられません。

本当に恫喝されて怖かったなら、どうして警察や弁護士に相談しなかったのでしょうか、単なる詭弁としか感じられません。

長年に渡り巨額賄賂を受け取っていた弱み、又は原発運転継続に対する核心的な弱みを、森山元助役に握られていたのではないのでしょうか、本裁判において恫喝とはいったい何だったのか、真実の内容が明らかにされる事を期待致します。

そしてこのような被告達の弁明を指南していたのが、元大阪検察庁 OB 天下りの佐々木被告である事が 2018 年 4 月 10 日の「作戦会議」の議事録で明らかになっています。

同被告は、法を知り尽くした元検察庁幹部でありながら、なんと法の抜け道を指南していた、言語道断の行為でその罪は重大だと考えられます。

次に、入札の問題です、今回の事件で森山氏に事前に落札価格を伝えていた事実が発覚しています。

一般入札では考えられない事ですが、関西電力は不当な高値発注は行っていないので問題は無いと今まで釈明して来ました。

ところが、本年4月20日の関電コンプライアンス委員会の調査報告書に於いて、高浜町の一議員に対し、議員の経営する企業の借金返済支援を、原発再稼働推進の立場での議員活動を行うことと引き換えに、高値の土砂処分の発注と倉庫賃貸料、計3億2千万の贈収賄がなされていた事が明らかになりました、関電と原発利害関係者の高値取引に於けるズブズブの関係の一端が明らかになりました。

そもそも、森山氏が3億7千万もの贈賄を行えた原資はどこから来ていたのか、利害関連企業に対する恒常的な高値発注で得た利益が、取りまとめ役の森山氏に渡り、それを原資に被告ら関電取締役等に贈賄されたのではないのでしょうか、黒いお金の連鎖が長く形成されていたのではないのでしょうか。

同被告達は、役員報酬減額の際も、後日、秘密裏に2億5千万円の減額補填を自ら決め、受け取っています、これら全ての損害を関西電力に負わせています、そして、それら全ての原資は私達の支払った電気料金です。

自分達の私利私欲を最優先した犯罪行為その物と思えます、断じて許せ無い行為だと思います。

最後に、この裁判が重要だと思ふ理由を述べさせていただきます。↓

東京電力での株主代表訴訟は、原発事故そのものに対する裁判です、一方本法廷での裁判は原発と切り離せないお金に関する裁判です。

原発に関して不正を行えば重い責任を取らされるとの判決が出れば、他電力会社も含め、今後、今回のような高値発注、裏金工作、地元工作等の不正を抑止できます。原発行政が大きく変えられようとされている今、その判決は今後の国の原発政策にも大きな影響を与える事になると思います。

今月1日に大阪地検は再度、不起訴の判断を示しましたが、私達一般市民の感覚として、不正行為が無かったとは到底思えません、当法廷に於いては、公正な判断が下される事を願い、私の意見陳述を終わらせて頂きます。